

簡易公募型競争入札方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和8年10月8日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長 加納 民雄

1 業務概要

- (1) 業務名 砂原漁港計画資料作成その他業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、砂原漁港第5港区の整備拡張に伴い必要となる漁港区域変更及び用地利用計画変更に関する資料作成を行うとともに、第5港区のアクセスに必要となる工事用道路について、現地状況を踏まえた最適なルートを検討する。
本業務の主な内容は以下のとおりである。
 - ・計画準備 1式
 - ・資料収集整理 1式
 - ・砂原漁港 漁港区域変更資料作成 1式
 - ・砂原漁港 用地利用計画変更資料作成 1式
 - ・砂原漁港 道路概略検討 1式
 - ・照査 1式
 - ・報告書作成 1式
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月23日まで。
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評価に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (7) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号)の試行業務である。
なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成 12 年 12 月 19 日付け北開局工第 333 号）第 27 条の規程に基づく指名基準による。

なお、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業者の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10 者程度とする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒040-8501 北海道函館市大川町 1-27

北海道開発局函館開発建設部 契約課 上席専門官

電話 0138-42-7532（直通） 電子メール hkd-hk-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、令和 8 年 10 月 8 日から令和 8 年 11 月 16 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分（最終日は入札書受付締切予定時刻である 13 時 00 分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記 2 (1) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和 8 年 10 月 8 日 9 時 00 分から令和 8 年 10 月 20 日 12 時 00 分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期

間内必着。)により提出すること。提出先は、上記3(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年11月16日13時00分。

イ 紙により持参、書留郵便又は託送する場合の提出期限は上記アに同じ。提出先は上記3(1)に同じ。

開札は、令和8年11月19日13時15分北海道開発局函館開発建設部入札室にて行う。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有効なものをもって申込みを行った者)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って申込みを行った者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする

ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 詳細は、入札説明書による。